

2 東私振第505号
令和3年 4月 2日

学校長様

公益財団法人東京都私学財団
理事長 清水 哲雄
(印章省略)

令和3年度東日本大震災及び大規模災害に伴う
東京都育英資金奨学生の特別募集について（依頼）

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃、東京都育英資金貸付事業につきましては、ご協力をいただきありがとうございます。
東京都育英資金貸付事業では、東日本大震災及び大規模災害で被災された方を支援するため、
下記のとおり奨学生の特別募集を実施いたします。

生徒・学生への周知、適格者の推薦方よろしくお願ひいたします。

記

1 貸付対象者

(1) 東日本大震災（原子力災害被災地域に限る）により被災した生徒・学生

東日本大震災に伴い発生した福島第一原子力発電所事故による被災地域（以下、「原子力災害被災地域」という。）において被災し、修学困難と認められる世帯の生徒・学生

※原子力災害被災地域

全域：富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、広野町、楢葉町、葛尾村、飯舘村

一部地域：田村市、南相馬市、川俣町、伊達市

(2) 大規模災害により被災した生徒・学生

大規模災害とは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。）に基づき、激甚災害（本激）に指定され、尚且つ甚大な被害をもたらした災害（地震は最大震度が7以上であるものに限る。）のうち、文部科学大臣が支援を行うことが必要と認める災害をいう。

なお、対象となる災害は下記のとおりである。

ア 令和元年台風第19号

イ 令和2年7月豪雨

ウ 令和3年度に国の被災児童生徒就学支援等事業（大規模災害）の対象となる災害

2 対象学種・学年

高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む）、高等専門学校、専修学校（高等課程・専門課程）の全学年

3 貸付月額 ※自宅外加算 5,000 円は適用しない。

学 種	貸 付 月 額	
	国 公 立	私 立
高等學校・高等専門学校	18,000 円	35,000 円
専修学校（高等課程）	——	35,000 円
専修学校（専門課程）	45,000 円	53,000 円

4 特別募集受付期間

令和4年3月15日（火）まで（随時）

※受け付けたお申込みについては随時審査を行い、速やかに採用決定いたします。

5 貸付期間

令和3年4月から正規の修業年限の終了する月まで

※4月の入学・転学時に遡って対象とする。

6 申込要件

(1) 申込者（生徒・学生本人）が、高等學校、高等専門学校、専修学校（高等課程・専門課程）に在学していること。ただし、高等専門学校及び専修学校専門課程に在学する生徒は、通学する学校が都内にあること。なお、転入学の手続によらない「事実上の就学」の場合を含むものとする。

(2) 申込者（生徒・学生本人）及び保護者（所得税法上の扶養者）が、申込時点で都内に居所を置き、都内に一定期間居住する意思のあること。

※一定期間（概ね1年程度）

※住民票を都内に移すことまでは求めない。

※保護者が被災によるやむを得ない理由により都外に居住していても、一時的な状況として差し支えない。

(3) 申込者に勉学意欲がありながら、経済的理由により修学が困難であること。

※経済的理由については、一般募集の貸付基準に準ずるものとする。また、毎年度所得状況の確認を行う。被災により、経済的に困窮した場合については、一般募集における「火災、風水害又は盗難等の被害を受けた世帯」に対する控除よりも、将来長期にわたり支出増又は収入減になると認められる年間額について、対象範囲を広く捉え、より弾力的に取り扱う。

※1 (2) の貸付対象となる大規模災害のうち、「イ 令和2年7月豪雨」及び「ウ 令和3年度に国の被災児童生徒就学支援等事業（大規模災害）の対象となる災害」については、所得証明書等による通常の手続きでは所得要件の確認が困難である場合には、以下の確認方法を用いて認定する。

- ・被災により主たる家計維持者が死亡したことが確認できる書類による認定
- ・被災により主たる家計維持者が離職・休職したことが確認できる書類による認定
- ・被災により、市町村税の特別措置に基づく市町村民税、固定資産税等の減免を証明する書類の確認による認定